

平成26年12月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	立原龍一
委員会開催日	平成26年12月15日(月)、16日(火)
所属委員	〔副委員長〕 山田平四郎 〔委員〕 円谷健市 安部泰男 長谷部淳 坂本栄司 桜田葉子 本田朋 佐藤憲保 瓜生信一郎



立原龍一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…3件

※知事提出議案はこちら [PDF]

(2) 議員提出議案：可 決…3件

：否 決…1件

※議員提出議案はこちら [PDF]

(3) 請 願：採 択…1件

：不 採 択…1件

※請願はこちら [PDF]

(12月15日(月) 企画調整部)

長谷部淳委員

議案第16号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)施行条例について、法律に基づく施行であることは理解するが、私自身はいかがなものかと思っている。

国会でも議論があったと思うが、個人情報の漏えいや成り済まし犯罪を防止する対策がないまま法が施行される状況であり、アメリカや韓国ではそのあり方を見直す動きもあるという。県ホームページでは、「特定個人情報ファイルを保有しようとするまたは保有する国の行政機関や地方公共団体等が、(略)特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるための適切な措置を講ずることを宣言する」と表現しているが、それらを担保するものとは全く読めない。対策が不十分である中、特定個人情報保護評価に関する合議制の機関を設置することで、それらがどう担保されるのか。

情報政策課長

マイナンバー法における特定個人情報の漏えい等に関する防止措置について、法律上4つの保護措置が定められているほか、システム上の保護措置が講じられている。

法律上の保護措置については、①法で定められた場合を除き、個人番号を含む特定個人情報の収集、保管を禁止する②自分の個人情報がどのように使われたかをみずからインターネットで確認できるマイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)を設置する③特定個人情報保護評価を実施する④個人番号の取り扱いを監視、監督する国の特定個人情報保護

委員会を設置する一である。なお、特定個人情報保護委員会は、公正取引委員会と同様に独立性の高い第3条委員会（国家行政組織法第3条に基づき内閣府や省に外局として設置される第三者組織）として、本年1月1日に設置されたところである。

また、システム面では、①個人情報を一元管理せず、今までどおり分散管理する②情報連携を行う場合は個人番号を直接用いず、個人番号にかわる符号を用いる③アクセス制御措置をとる④情報連携の際は暗号化を施し、情報が直接外から見えないようにする一の4つが定められている。

特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護委員会において非常に細かい評価様式を定めている。例えば、目的を超えた情報入手や外部からの不適切な情報入手などのリスクを一つ一つ洗い出し、それらに対してどういう措置を講じているかを具体的に記載するものである。この評価は、情報の対象人数が30万人以上の場合にはパブリックコメントを実施し第三者点検を受けることとされており、必要に応じて修正を加えた上で、それを公表する仕組みになっている。

長谷部淳委員

情報漏えいや成り済まし犯罪のリスクについて、あり得ないことはないという理解でよいか。

情報政策課長

全くないとは言えないが、そういったリスクを極力軽減することを系統的に担保していくということである。

長谷部淳委員

原子力に依存しない社会づくりについて、本会議で知事も部長も「原発事故の現状や教訓、反省を踏まえる」と答弁したが、それは当然のことである。私はさらに、安全神話が最も危険だということを原発事故が証明したと思うが、その辺は教訓として認識しているか。

エネルギー課長

今般の原発事故においては、事前に想定していたとおりに機能しなかったものが複数あった。そういった意味では、反省すべき点が多々あったと認識している。

円谷健市委員

東北電力（株）による再生可能エネルギーの電力系統接続保留問題について、家庭用太陽光発電にも影響が及ぶのではないかと注目されている。

県は、本県の接続を優先するよう要請する一方、浜通りには現在使われていない東京電力（株）の送電網があり、東京電力（株）は再生可能エネルギーの買い取りにまだ余裕があることから、これを活用して東京電力（株）に買い取ってもらうことも要請していると聞いているが、状況を説明願う。

エネルギー課長

東京電力（株）の送電網への接続については東京電力（株）及び国と協議中だが、先般、知事から経済産業大臣に提言したところ、大臣から「必ず実現する」との力強い言葉をもらっており、それに基づき内々に協議を進めている。ただ、接続と売電は別の問題であり、接続は東京電力（株）でも、売り先はいろいろな相手があるため、まずは接続できることが第一である。

現在、福島第一原発からの送電に使われていた送電線は、両端が切断され、鉄塔と電線だけが残っている部分がある。それらを改修し、電圧を下げ、再生可能エネルギーの送電にも使える形にした上で接続できるよう協議している。実現に向けてしっかりと頑張っていきたい。

円谷健市委員

しっかり願う。

次に、福島再生加速化交付金について、県は自由度を高めるよう国に求めているが、そもそも中通りは対象となっているのか。

避難地域復興課長

福島再生加速化交付金は避難地域の復興加速化を旨としており、基本的には避難地域を対象としているが、例えば放射線測定機器の整備やリスクコミュニケーションなどの事業は、中通りや浜通りも対象となっている。また、農林水産部が国と検討しているところだが、ため池の除染も対象となる。

長谷部淳委員

再生可能エネルギーの系統接続保留問題について、県は中長期的な対策として、揚水発電の活用にも触れている。この問題が発生した際、揚水発電の活用によって電力供給を調整すれば、接続保留の必要はないと専門家も指摘していた。そこで、本県の揚水発電の現状と活用イメージを説明願う。

エネルギー課長

揚水発電は、主に原発の夜間などの余剰電力を使い、水を高所の池（上池）にくみ上げ、昼間の電力ピーク時に下池に落として発電する、電力の貯蔵施設のような機能を果たすものである。本県では沼沢湖の下に宮下ダムがあるが、沼沢湖が上池で宮下ダムが下池である。この揚水発電所の出力は46万kWだが、現在は原発がとまっているため、事業者の東北電力（株）はほとんど使っていない。

これを例えば太陽光発電に利用するとすると、発電の時間帯など運用の仕方が変わるため、簡単にはいかない可能性があるという。ただ、揚水発電の運転は、再生可能エネルギーの出力を制限するより前に、まず最初にやらなければならないことがルールで決まっている。これを再生可能エネルギー優先給電の原則と言うが、そういうルールがある限りは、当然それは実施されるべきと考えている。

なお、揚水発電は、最新鋭のものにかえれば電力調整能力が非常に高まるため、その更新についても提言している。

ただ、今のところ、再生可能エネルギーは送電線に予約が入った段階でしかないものが大部分であるため、実際の発電が東北電力（株）の需給調整能力を脅かし、揚水発電を動かすまでになるにはまだ何年もかかると思う。そのため、電力会社に対しては、その間に将来を見越した精緻な対策をとるよう求めている。

長谷部淳委員

地域創生について、人口や産業が縮小する中、各市町村はこれから独自の対策を考えていくことになると思うが、個々ばらばらでは大変なので、そこに県が入り、広域的な対応が必要になる。今の時点でどのようなビジョンや方向性を持っているのか。

復興・総合計画課長

人口減少を克服し、地域を創生していくということで、人口減少対策も事業目的の一つにはなっているが、結果として地域の活力を取り戻し、地域を活性化していくことが一番の命題である。

今月1日に地域創生・人口減少対策本部を立ち上げたが、例えば自然減はないが人口が流出している自治体やその逆パターンなど、各地域によっていろいろな実情がある。そういった実情をきちんと把握しながら県全体の施策、地域ごとの施策あるいは市町村ごとに的を絞った施策など、重層的かつ総合的に戦略を立ててしっかり取り組んでいきたい。

（12月16日（火） 生活環境部）

坂本栄司委員

中間貯蔵施設立地町地域振興交付金として50億円を計上しているが、どのようなフローで交付するのか。

中間貯蔵施設等対策室長

今回計上した予算が議決された後、交付先の各町において、まず基金条例を制定することになる。

本田朋委員

当該交付金は大熊町と双葉町のさまざまな課題に対応するための交付金との説明だったが、交付金創設の背景や具体的な使途などについて詳しく説明願う。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設に関する住民説明会において用地補償などに対する多くの意見があったが、特に、地権者が土地を提供した場合の生活再建を確実に果たすためには地権者への支援が重要との意見があったことを受け、県として最大限支援するため、県独自の財政上の枠組みを設ける考えを示したところである。

この枠組みの具体的な形として、既存事業や新たな交付金では対応できない地権者支援、地域振興策などさまざまな課題に対し、速やかに対応できるよう財政措置するものである。

本田朋委員

先ほどから繰り返し「さまざまな課題」と説明があったため、具体的に何に使うのかを聞いたかったが、まだ決まっていないものと理解した。

地権者の生活支援等と言うが、報道でも具体的なものが見えてこない。補正予算に計上された50億円のほかに来年度から2年間の債務負担行為100億円を合わせて150億円が予算措置されるが、これは全て県の一般財源である。国策で進められてきた原子力政策に伴う災害であり、中間貯蔵施設についても国が責任を持って取り組むと言っている中で、県が150億円もの一般財源を持ち出さなければならない状況は、はっきり言っていかななものかと私は思う。国の金で足りないから県が出す状況に追い込まれているのではないか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設は地元には大きな負担を強いる一方、本県の環境回復を図るため大変重要な役割を果たすものとの認識から、既存事業や新たな交付金では対応できない地権者支援などさまざまな課題に迅速に対応できるよう、県として独自に財政措置することとしたものである。

本田朋委員

これ以上聞いても具体的な使い道は出てこないと思うので聞かないが、そもそも国が全面的に手当てすれば生じない県の負担であり、国にはこの状況をしっかり伝えなければならない。今後の復興事業等における財源確保の意味からもしっかり守っていかなければならない部分なので、ぜひよろしく願う。

長谷部淳委員

関連して聞くと、報道によれば、地権者の不満は土地の評価額に集中しているという。なおかつ国は、県予算による補填を含めれば満額補償されると述べているとのことである。そうなるといよいよ本田委員指摘のとおり、本来国が全額手当てすべきものに対し、国は県が補填するよう言っているように聞こえる。仮にそうだとすれば、きちんと補填させるなど、改めて国に対して求める必要があるのではないか。

中間貯蔵施設等対策室長

先ほども述べたとおり、当該交付金は地権者支援を初め帰還支援、生活改善事業など、立地町で今後考えている事業について迅速に対応できるよう交付するものであるため、町の意向を尊重しながら自由度の高いものにしていきたい。

繰り返しになるが、中間貯蔵施設は地元には長期にわたり大きな負担を強いる一方、本県の環境回復にも重要な役割を果たす施設であることから、県として特に対応するため計上したものである。

長谷部淳委員

端的に聞くと、土地の評価額をめぐって生じた差額に対する補填はどうするのか。

中間貯蔵施設等対策室長

これは地権者支援事業であり、国が行う用地補償について、原発事故の影響を緩和するとともに、各町が実施する地域振興策等のために措置するものである。

安部泰男委員

新設される危機管理部の設置目的を聞く。

生活環境総務課長

これまで知事直轄が担っていた総合的な安全管理に関する総合調整機能と、当部が担っていた消防保安、災害対策、原子力安全対策などに関する実務的機能を統合することにより、危機管理体制の強化を図るものである。

安部泰男委員

例えば、危機管理部に自衛隊経験者を入れて体制強化するなどの考えはあるか。

生活環境総務課長

現在もさまざまな機関と連携しているが、委員の指摘も踏まえ、危機管理体制強化の観点から今後検討していくことになると思う。

円谷健市委員

福島再生加速化交付金について、避難地域以外であっても放射性物質対策等に充当できるとのことであり、ため池除染にも充てられると聞いたが、ため池除染は農林水産部の所管か。

除染対策課長

ため池の放射性物質対策については、現時点では農林水産部において福島再生加速化交付金を活用して対応している。

立原龍一委員長

調査は生活環境部で実施していなかったか。

除染対策課長

ため池に関する調査についても、農林水産部において実施している。

円谷健市委員

市町村除染について、例えば西郷村などは全村除染の方向で取り組んでおり、家屋等の除染は進んでいるものと思う。そこで確認だが、防火水槽の除染は交付金の対象となるか。

除染対策課長

泥のたまりぐあいなど影響度合いを勘案するが、基本的には除染の範疇として除染対策事業交付金で対応できる。市町村によっては実際にやっているところもある。

円谷健市委員

防火水槽については条件が云々ということで、なかなか話を聞いてもらえないという声もあるので、柔軟に対応願う。次に、大熊町が中間貯蔵施設の建設を容認したが、県の受けとめと今後の取り組みについて聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設は本県の環境回復を図るため大変重要な役割を果たす一方、地元で長期にわたり大きな負担を強いるものであることから、大熊町の判断は重く受けとめている。

今後の取り組みとしては、地元に対する国の丁寧な説明が何よりも重要と考えている。また、搬入受け入れを判断するに当たり県が国に求めている5項目（①県外最終処分に係る法案成立②交付金の予算化と自由度の確保③搬入ルート維持管理と周辺対策④施設と輸送の安全性確保⑤県、大熊、双葉両町と国との安全協定案の合意）についても、国においてしっかり取り組んでもらいたいと考えている。

坂本栄司委員

部長説明の中で、今もなお約4万6,000人が県外に避難しているとあったが、過日、県外避難者からの手紙を読む機会があった。読んでみると、その人は放射線に対する恐怖心をまだかなり払拭できていないようだった。

我々は実際に県内にいて、それほど影響はないのではないかと感じているが、そこがまだよくわかってもらえていない。また、県外避難者は「逃げた」と思われるのを恐れていることもあり、そこにギャップがあると思う。

そこで、県外避難者、特に自主避難者に地元に来てもらうツアーや地元の人たちと交流する機会を設定していくべきではないかと思うが、どうか。

避難者支援課長

昨年度に実施した避難者意向調査でも、今後の生活予定は「決まっていない」と回答した県外避難者は3割以上おり、帰還の条件については、「放射線への不安の減少」、「原発事故の収束」などいろいろある。

我々もさまざまな情報提供や交流会、駐在職員による相談会、あるいは放射線関係の専門家に話をしてもらうなど一つ一つ対応しているが、避難者によっては被災直後のイメージや情報のままで、なかなか行政の情報を受け取ってもらえないこともある。引き続き、知事を先頭に幹部も含めた職員ができるだけ避難者のもとに足を運んで対応していきたい。

また、放射線や除染を含めた本県の状況について、単に紙媒体だけではなく、直接やりとりすることが大事だと考えている。もし行政だけの情報では受け取ってもらえない場合は、例えば保健福祉部で実施している「ままカフェ」（避難先から戻った母親等を対象としたサロン）などの集まりにおいて、口コミや避難者づての情報の積み重ねが必要と考えている。

復興が進んでいる事実と放射線や除染の現状など、できるだけきめ細かく、全庁で連携して対応していきたい。

坂本栄司委員

先ほどは、県外避難者を対象とした本県へのツアーを実施してほしいと述べた。それが広がっていけば不安を払拭して帰ってくるきっかけにもなると思うので、ぜひ次年度予算で県外の支援員や復興支援員等も交えたモニターツアー等を実施してほしいと思うが、どうか。

避難者支援課長

今年度、NPO法人や避難者支援団体が行う交流や見守り、相談事業に対して助成しているが、その中で、福島の実状を見てもらうということで、関東や関西圏の団体に対し、バスツアー経費の支援も一部始めている。また、復興支援員の取り組みも始めたので、避難者のニーズをきめ細かく拾い、できるだけ丁寧に対応していきたい。

長谷部淳委員

中間貯蔵施設への搬入について、来年1月の開始は非常に厳しい状況だと知事は述べている。搬入受け入れの条件として求めている項目は残り4項目ということであり、水面下でいろいろ交渉しなければならない段階だとも聞いているが、具体的にどのような進捗状況にあるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

残り4項目のうち安全協定については国と協議中であり、例えば施設のモニタリング方法や監視体制、搬入停止条項を入れることなどについて協議を進めている。

施設への輸送については先月国が基本計画を策定し、現在は実施計画の策定に向けた作業を進めている。県も市町村の意見を聞きながら、輸送ルートや交通対策等が市町村の実情を反映したものとなるようしっかり取り組んでいる。

新たな交付金については今後国から具体的に示されると思うが、自由度の高いものとなるよう内容をしっかり確認していきたい。

施設については今後国から概要等が示されることになっているので、専門家会議の意見を踏まえながら地元とともに安全性をしっかり確認していきたい。